

「平成２５年度における裁判官の配置，裁判事務の分配及び
裁判官に差し支えのあるときの代理順序の定め」を変更する
定めについて

福井地方裁判所

第１ 裁判官の配置

１ 福井地方裁判所

本 庁	民事第一部	裁判長 判 事 判 事 判事補 判事補	揖 斐 潔 樋 口 明 千 葉 英 坂 井 健 一 弥
	民事第二部	裁判長 判 事 判事補 判事補 判事補 判事補	樋 口 英 明 石 田 健 千 葉 圭 岩 佐 唯 坂 井 一 弥 弥
	刑 事 部	裁判長 判 事 判 事 判事補 判事補	鵜 飼 祐 充 大 村 泰 平 岩 佐 圭 祐 坂 井 唯 弥
武生支部		判 事	馬 場 嘉 郎
敦賀支部		判事補	永 井 健 一

2 管内簡易裁判所

福 井	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	樋 口 英 明 鵜 飼 祐 充 大 村 泰 平 石 田 明 彦 千 葉 健 一 岩 佐 圭 祐 和 氣 圭 博 安 田 明 夫 立 川 清 忠
武 生	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	馬 場 嘉 郎 立 川 忠
大 野	簡易裁判所判事	安 田 清 夫
敦 賀	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	永 井 健 一 熊 野 浩 靖
小 浜	簡易裁判所判事	熊 野 浩 靖

第2 裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序

1 本庁

(1) 民事第一部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 揖 斐 潔	ア 民事控訴事件 イ 民事抗告事件 ウ 保全抗告事件 エ 以上の再審事件	樋 口 判 事 石 田 判事補 の順
判 事 樋 口 英 明		石 田 判事補 千 葉 判事補 の順
判事補 千 葉 健 一		石 田 判事補 大 村 判 事 の順
判事補 坂 井 唯 弥		岩 佐 判事補 石 田 判事補 の順

(2) 民事第二部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 樋 口 英 明	ア 行政事件 イ 知的財産権事件（保全命令事件・保全異議・取消事件を含む。） ウ 人身保護事件 エ 会社更生事件 オ 油濁損害賠償責任制限事件及び船舶所有者等責任制限事件	石 田 判事補 鵜 飼 判 事 の 順
判事補 千 葉 健 一	カ 民事通常第一審事件，保全命令事件，保全異議申立事件，保全取消申立事件，民事執行事件，破産事件，再生事件及びその他の民事事件のうち合議体で審理するのを相当とする事件 キ 本庁の刑事事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件	石 田 判事補 大 村 判 事 の 順
判事補 坂 井 唯 弥	ク 支部又は簡易裁判所の民事事件に係る除斥事件及び忌避申立事件 ケ 以上の再審事件 コ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）の裁判官の処分に対する不服申立事件，裁判所の処分に対する異議申立事件，裁判官，精神保健審判員又は書記官に関する除斥事件，忌避申立事件及び回避申立事件	岩 佐 判事補 石 田 判事補 の 順

(3) 民事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 揖 斐 潔	過料事件	石 田 判事補
判 事 樋 口 英 明	ア 民事通常第一審事件の4分の1 イ 申立て等による調停事件の3分の1 ウ 以上の再審事件の3分の1 エ 破産事件(管財事件) オ 再生事件 カ 特別清算事件 キ 非訟事件 ク 配偶者暴力に関する保護命令事件の3分の1 ケ 労働審判事件の3分の1 コ 公示催告事件の3分の1 サ 保全異議申立事件及び保全取消申立事件(知的財産権事件を除く。) シ 仲裁関係事件 ス 執行官が行う執行処分についての許可等	石 田 判事補 千 葉 判事補 の順
	セ 破産事件(同廃事件)	坂 井 判事補 千 葉 判事補 の順

判事補 石 田 明 彦	ア 民事通常第一審事件の4分の2 イ 申立て等による調停事件の3分の1 ウ 以上の再審事件の3分の1 エ 借地借家法又は罹災都市借地借家臨時処理法による非訟事件の2分の1 オ 配偶者暴力に関する保護命令事件の3分の1 カ 労働審判事件の3分の1 キ 公示催告事件の3分の1 ク 労働関係、金員仮払及び商事事件に関する保全命令事件の2分の1 ケ 仮登記仮処分事件 コ 訴えの提起前における証拠収集の処分事件の3分の1 サ 財産開示事件	樋 口 判 事 千 葉 判事補 の順
判事補 千 葉 健 一	シ 債権執行事件以外の執行事件 ア 民事通常第一審事件の4分の1 イ 申立て等による調停事件の3分の1 ウ 以上の再審事件の3分の1 エ 借地借家法又は罹災都市借地借家臨時処理法による非訟事件の2分の1 オ 配偶者暴力に関する保護命令事件の3分の1 カ 労働審判事件の3分の1 キ 公示催告事件の3分の1 ク 労働関係、金員仮払及び商事事件に関する保全命令事件の2分の1 ケ 訴えの提起前における証拠収集の処分事件の3分の1	坂 井 判事補 千 葉 判事補 の順 樋 口 判 事 石 田 判事補 の順

判事補 岩 佐 圭 祐	ア 保全命令事件（労働関係，金員仮払，商事事件及び知的財産権に関する事件を除く。）の5分の2 イ 証拠保全事件の3分の1	坂 井 判事補 千 葉 判事補 石 田 判事補 の順
判事補 坂 井 唯 弥	ア 債権執行事件 イ 証拠保全を除く民事雑事件及び執行雑事件（基本となる事件のない事件に限る。） ウ 保全命令事件（労働関係，金員仮払，商事事件及び知的財産権に関する事件を除く。）の5分の3 エ 共助事件 オ 訴えの提起前における証拠収集の処分事件の3分の1 カ 証拠保全事件の3分の2	岩 佐 判事補 千 葉 判事補 石 田 判事補 の順

(4) 刑事部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 鵜 飼 祐 充	ア 刑事第一審事件，再審事件の法定合議事件，裁定合議事件及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第65条第1項（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第23条及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）42条により準用される場合を含む。）の取消請求事件	大 村 判 事 樋 口 判 事 の順
判 事 大 村 泰 平	イ 刑事訴訟法第262条に基づく起訴強制事件 ウ 準抗告事件 エ 組織的犯罪処罰法第62条第1項（麻薬特例法第23条による場合を含む。）の審査請求事件	千 葉 判事補 石 田 判事補 の順
判事補 岩 佐 圭 祐	オ アに関連する刑事補償請求事件，訴訟費用免除申立事件，費用補償請求事件，刑事損害賠償命令事件及びア，イに関連する刑事雑事件 カ 本庁の民事事件に係る除斥事件及び忌避申立事件 キ 支部又は簡易裁判所の刑事事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件	坂 井 判事補 千 葉 判事補 の順

	ク 医療観察法41条1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する事件	
--	-------------------------------------	--

(5) 刑事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 鷗 飼 祐 充	ア 刑事第一審事件及び再審事件の5分の3 イ アに関連する刑事補償請求事件，訴訟費用免除申立事件，費用補償請求事件，刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件 ウ 訴訟費用負担請求事件 エ 医療観察法の各種処遇事件，競合する処分の調整の申立てに係る事件及び鑑定入院先の指定を変更する命令事件 オ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べ カ 検察審査会法第41条の9の指定弁護士の指定及び指定取消の事務	大 村 判 事 千 葉 判事補 の順
	キ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務 ク 国際刑事裁判所協力法第2章に規定する各審査請求	大 村 判 事 岩 佐 判事補 の順
判 事 馬 場 嘉 郎	ア 刑事第一審事件及び再審事件の5分の2 イ アに関連する刑事補償請求事件，訴訟費用免除申立事件，費用補償請求事件，刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件	大 村 判 事 千 葉 判事補 の順

判事補 岩 佐 圭 祐	ア 執行猶予言渡取消請求事件 イ 証人尋問請求事件，証拠保全請求事件，共助事件及び刑事雑事件	大 村 判 事 大 鶴 飼 判 事 坂 井 判事補 の順
	ウ 令状に関する処分 エ 麻薬特例法第 5 章及び組織的犯罪処罰法第 4 章，第 6 章（麻薬特例法第 2 3 条による場合を含む。）及び国際刑事裁判所協力法第 2 章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法第 7 1 条第 1 項の令状の発付を求める申立事件 ただし，ウの勾留，保釈及びエのうち，合議事件についての処分を除く。	坂 井 判事補 大 村 判 事 大 鶴 飼 判 事 千 葉 判事補 石 田 判事補 の順
	オ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べ カ 勾留後の被疑者国選弁護人選任請求，職権選任，複数選任及び解任の事務	大 村 判 事 大 鶴 飼 判 事 の順

2 支部

裁 判 所	裁 判 官	事務の分配	代 理 順 序
武生支部	判 事 馬 場 嘉 郎	全 部	所長が指名する 本庁の裁判官
敦賀支部	判事補 永 井 健 一	全 部	馬 場 判 事 ただし、同判事に 差し支えのある ときは、所長 が指名する本庁 の裁判官

3 簡易裁判所

裁判所	裁 判 官	事務の分配	代 理 順 序
福 井	簡易裁判所判事 和 気 明 博	次表のとおり	安田簡易裁判所判事， 立川簡易裁判所判事の 順 ただし，令状，在庁略 式事件について，両判 事に差し支えのあると きは， 岩佐簡易裁判所判事， 大村簡易裁判所判事， 千葉簡易裁判所判事の 順
	簡易裁判所判事 安 田 清 夫		和気簡易裁判所判事， 立川簡易裁判所判事の 順 ただし，令状，在庁略 式事件について，両判 事に差し支えのあると きは， 岩佐簡易裁判所判事， 大村簡易裁判所判事， 千葉簡易裁判所判事の 順
	簡易裁判所判事 立 川 忠		和気簡易裁判所判事， 安田簡易裁判所判事の 順 ただし，令状，在庁略 式事件について，両判 事に差し支えのあると きは， 岩佐簡易裁判所判事， 大村簡易裁判所判事， 千葉簡易裁判所判事の 順

	簡易裁判所判事 岩 佐 圭 祐		和気簡易裁判所判事， 安田簡易裁判所判事の 順 ただし，令状について ， 両判事に差し支えの あるときは， 大村簡易裁判所判事， 千葉簡易裁判所判事の 順
武 生	簡易裁判所判事 立 川 忠	全 部	馬場簡易裁判所判事
大 野	簡易裁判所判事 安 田 清 夫	全 部	所長が指名する裁判官
敦 賀	簡易裁判所判事 熊 野 浩 靖	全 部	永井簡易裁判所判事
小 浜	簡易裁判所判事 熊 野 浩 靖	全 部	永井簡易裁判所判事

表 (福井簡易裁判所における事務の分配)

民刑別	番号	種 別	裁判官	和 気	安 田	立 川	岩 佐
民 事	1	民事通常事件		20分の9	20分の7	20分の4	
	2	少額訴訟事件、手形訴訟事件及び公示催告事件		3分の1	3分の1	3分の1	
	3	調停事件(民事通常事件の付調停事件は、各担当裁判官が処理)	全 部				
	4	番号1及び2を除くその他の民事事件	全 部				
刑 事	5	刑事通常事件、再審事件及び共助事件			全 部		
	6	略式命令事件	一 般 略 式	2分の1		2分の1	
			交 通 即 決		全 部		
			在 庁	5分の2	5分の2	5分の1	
			正 式 裁 判 請 求	安田簡易裁判所の令る判 田判式対式求 裁事略に正請	易判川判式対式求 簡所立裁事略に正請 気判、易判の令る判 和裁事、簡所理命す裁事		
			そ の 他		全 部		
	7	ア留イに選權令関勾留選任の被疑者職權の請求、選任の事務(勾留及び被疑者職權の請求を含む)		5分の2	5分の1	5分の1	5分の1
	8	勾留選任の被疑者職權の請求、選任の事務		5分の2	5分の1	5分の1	5分の1
	9	公訴提起後第1回公判期日まで	全 部				
	10	番号5から9までを除くその他の刑事事件			全 部		

4 調停主任裁判官

裁 判 所	裁 判 官
地 裁 本 庁	判 事 補 樋 口 英 明 明 判 事 補 石 田 健 彦 判 事 補 千 葉 一
福井簡易裁判所	簡易裁判所判事 和 気 明 博
地裁武生支部	判 事 馬 場 嘉 郎
武生簡易裁判所	簡易裁判所判事 立 川 忠
大野簡易裁判所	簡易裁判所判事 安 田 清 夫
地裁敦賀支部	判 事 補 永 井 健 一
敦賀簡易裁判所	簡易裁判所判事 熊 野 浩 靖
小浜簡易裁判所	簡易裁判所判事 熊 野 浩 靖

5 労働審判官

裁 判 所	裁 判 官					
地 裁 本 庁	判 判 判	事 事 事	事 補 補	樋 石 千	口 田 葉	英 明 健 明 彦 一

6 補則

(1) 民事雑事件及び執行雑事件のうち、その基本となる事件に係る事件は、当該合議部又は裁判官が担当する。

(2) 勾留及び保釈に関する処分、麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章（麻薬特例法第23条による場合を含む。）の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件に対する準抗告事件のうち、次の事件に係るものの担当裁判官は、本則の定めにかかわらず、次のとおりとする。

ア 合議事件、労働事件、公安事件

民事第二部所属の裁判官（刑事合議事件担当裁判官を除く。）の担当とする。

イ 支部又は簡易裁判所に起訴された事件及び起訴される見込みの事件

刑事部所属の裁判官（民事合議事件担当裁判官を除く。）の担当とする。

ウ 上記以外の事件

民事部第二部裁判官及び刑事部所属の裁判官（ただし、刑事部総括裁判官を除く。）の担当とする。

(3) 民事単独制事件及び刑事単独制事件のうち分担割合の定めのある事件は、受付順により分担の割合に従って各裁判官に分配する。ただし、関係の裁判官の協議により、分配された事件の担当を変更することができる。

(4) 民事単独制事件のうち、労働審判に対する異議事件は、受付順により分配の割合に従って当該労働審判をした裁判官とは別の裁判官に配てんする。

(5) 本庁の各裁判官に分配された事件につき支部において審理するのが相当と認められるとき、又は支部裁判官に分配された事件につき本庁若しくは他の支部において審理するのが相当と認められるときは、その事件の分配を受けた裁判官は回付後にその事件の分配を受けることになる裁判官（本庁においてその裁判官が定まっていないときは部の事務を総括する裁判官）と協議の上、これを支部又は本庁若しくは他の支部に回付することができる。

- (6) 差戻事件（医療観察法の事件を含む。）の分配は、常置委員会において定める。
- (7) 1 から 3 までに定める代理順序により難いときは、所長が指名する他の裁判官が代理する。
- (8) 武生支部及び敦賀支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく原記録の保管事務は本庁において取り扱う。
- (9) 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要がある場合は、執務時間外の令状当番裁判官（地方裁判所裁判官に限る。）が原記録保管裁判官を代理する。
- (10) 本庁における医療観察法の鑑定入院命令に係る手続及び連戻状の請求に係る手続の分担は、勤務時間内にあっては月、水、金曜日について岩佐判事補が、火、木曜日について坂井判事補が取り扱う。いずれかの判事補が差し支えのあるときは相互に代理する。
- (11) 医療観察法 7 2 条 1 項の命令の取消しの請求に係る手続の分担は、(2)のウに定める裁判官が担当する。
- (12) 地裁本庁及び福井簡易裁判所における勤務時間外の令状に関する処分は、本庁、武生支部及び福井簡易裁判所の裁判官が担当する。
- (13) 地裁本庁及び福井簡易裁判所において勤務時間外の令状事務を担当する裁判官は、武生簡易裁判所、敦賀簡易裁判所、大野簡易裁判所、小浜簡易裁判所から休前日に引き継いだ被疑者国選弁護人選任請求及び職権選任事務を、その職務を代行して取り扱う。
- (14) 所長は、新任判事補研さんの実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を定めて本庁民事部及び同刑事部の各裁判事務の取扱いを命じることができる。

附 則

この定めは、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成25年度における司法行政事務についての代理順序の定め

福井地方裁判所

所長、部の事務を総括する裁判官、支部長及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差し支えのある場合における司法行政事務についての代理順序は、次に定めるところによる。

1 所長につき

第1順位 判 事 樋 口 英 明

第2順位 判 事 鵜 飼 祐 充

第3順位 判 事 大 村 泰 平

2 部の事務を総括する裁判官につき

1 民事第一部

判 事 樋 口 英 明

2 民事第二部

判事補 石 田 明 彦

3 刑事部

判 事 大 村 泰 平

3 支部長につき

所長が指名する裁判官

4 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官につき

所長が指名する裁判官

附 則

この定めは、平成25年1月1日から施行する。